

## 第十七号

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例

徳島県高等学校修学等支援基金条例（平成二十一年徳島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 基金は、当分の間、第六条の規定にかかわらず、県が行う高等学校及び専修学校の高等課程の生徒の授業料の軽減に係る措置に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部が改正されたこと等に鑑み、徳島県高等学校修学等支援基金について、当分の間、県が行う高等学校等の生徒の授業料の軽減に係る措置に要する経費の財源に充てる場合に処分することができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。